

「役職選出にかかる所信表明会の実施」

議会基本条例第2条（議会の活動原則）

- ・ 議会は、議長、副議長並びに各委員会の委員長及び副委員長の選出に当たっては、それぞれの職を志す者に対して、所信を表明し、又は質疑応答する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。

平成25年5月 役職選出等に関する内規の決定
役職改選時に初実施

平成27年5月 一般選挙後に実施（2回目）

- ・ 議長、副議長、監査委員、各委員会正副委員長の職を志す者
- ・ 臨時会会期中に全議員協議会室で公開実施
- ・ ライブ中継の実施（H27. 5月 ライブ視聴数337件）

所信表明会の内容

- ・ 役職を志す者の所信表明届出書及び所信表明通告書の提出
- ・ 所信表明者は通告書に基づき所信表明を行う
- ・ 所信表明の時間は1人10分以内
- ・ 質疑応答の時間は、所信表明者1人に対し15分以内
- ・ 進行は議長が行う。ただし議長職の所信表明を行う場合は、所信表明者以外の年長議員が進行する。



所信表明会会場（全議員協議会室）



所信表明演説